定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ビジョンと称し、英文では VISION INC. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 移動体通信機器ならびにその付属機器および付属材料の販売およびレンタル業
- 2. モバイル機器及びインターネットによる依頼を通じてオンデマンドの運送業務を行う 他社の支援
- 3. オフィス・オートメーション機器ならびにその付属機器および付属材料、事務用機器および事務用物品の販売、リース、レンタル、取り付け工事およびメンテナンス業
- 4. 電気通信機器の販売、リース、輸出入、レンタル、製造、加工、取り付け工事およびメンテナンス業
- 5. インターネットホームページの企画、製作およびメンテナンス業
- 6. 電気通信事業法に定める電気通信事業
- 7. 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集およびその利用権の販売促進に関する代理店業務
- 8. 電話加入権の売買
- 9. 電力小売事業
- 10. 割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業務および個別信用購入あっせん業務
- 11. 建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、 電気工事、管工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、内装仕上工事、電気通信工事、 建具工事、給排水工事、衛生設備工事の企画・設計・施工・請負ならびに監理
- 12. 建物、構築物の増改築、立替えおよびリフォーム
- 13. 太陽光発電システムの企画、設計、施工、販売、保守、監理、請負
- 14. 旅行業
- 15. グランピング事業
- 16. 旅館業
- 17. 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業
- 18. 住宅宿泊管理業および住宅宿泊仲介業の経営
- 19. 保育サービス事業
- 20. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 21. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

- 22. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 23. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- 24. 障がい者の日常生活および社会生活を総合 的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
- 25. 障がい者の日常生活および社会生活を総合 的に支援するための法律に基づく地域支援 事業
- 26. 障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談 支援事業
- 27. 障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談 支援事業
- 28. 障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動 支援センター
- 29. 一般乗用旅客自動車運送業
- 30. 一般貸切旅客自動車運送業
- 31. 貨物自動車運送事業
- 32. 貨物軽自動車運送事業
- 33. 貨物利用運送事業
- 34. 自動車整備事業
- 35. 倉庫業および倉庫請負業
- 36. 損害保険代理店業
- 37. 広告業
- 38. 通信販売業
- 39. 古物の販売および賃貸業
- 40. コンピュータおよび周辺機器に関するソフトウェアの設計、開発、販売、リース、レン タルおよびメンテナンス業
- 41. コンピュータならびに付帯する周辺機器の販売、リース、レンタルおよびメンテナンス 業
- 42. インターネット、モバイル等の通信ネットワークを利用した情報、画像、楽曲の収集、 配信、処理および販売ならびにそれらにかかる機器および装置の販売
- 43. 有価証券の取得、保有、投資および運用
- 44. 経営一般に関するコンサルティング
- 45. 市場調査ならびに各種マーケティングリサーチの請負
- 46. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業
- 47. クレジットカードの取得業務
- 48. 一般労働者派遣事業
- 49. 職業紹介事業
- 50. 不動産の売買、賃貸借、仲介、運用および鑑定業
- 51. 遊休資産の貸し出しに関する仲介業

- 52. 化粧品の製造および販売事業
- 53. 前各号に関する調査、企画、研究、開発、教育、研修およびその受託業務
- 54. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億2,300万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を 取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、 次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを 受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会に おいて定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。
 - 2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準目は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定め た取締役がこれを招集し、議長となる。
 - 2 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他 の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供制度等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主

- の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当 該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有 する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。
 - 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
 - 2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締 役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会であらかじめ定めた取締 役がこれを招集し議長となる。
 - 2 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他 の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数 をもって行う。

(取締役会の決議省略)

第26条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものと みなす。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役 会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の設置等)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。
 - 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することが できる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役 会規則による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に 別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の除斥期間)

- 第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
 - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。
- 第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2001	年	11	月	16	目	制			定
2001	年	11	月	22	目	公	証丿	人認	証
2001	年	12	月	4	目	会	社	設	立.
2002	年	3	月	6	目	改			正
2004	年	11	月	1	目	改			正
2005	年	2	月	28	目	改			正
2006	年	2	月	28	目	改			正
2007	年	2	月	28	目	改			正
2008	年	2	月	29	目	改			正
2009	年	3	月	31	目	改			正
2010	年	3	月	31	目	改			正
2010	年	4	月	6	目	改			正
2012	年	3	月	30	目	改			正
2013	年	3	月	29	目	改			正
2014	年	3	月	31	目	改			正
2015	年	1	月	1	目	改			正
2015	年	3	月	27	目	改			正
2015	年	9	月	14	目	改			正
2017	年	3	月	29	目	改			正
2017	年	7	月	1	目	改			正
2018	年	3	月	29	目	改			正
2019	年	3	月	26	目	改			正
2019	年	10	月	1	目	改			正
2021	年	3	月	26	目	改			正
2022	年	3	月	30	目	改			正
2023	年	3	月	30	目	改			正
2024	年	3	月	28	目	改			正
2025	年	3	月	28	日	改			正